

平成 20 年 9 月 8 日

改正 平成 25 年 11 月 15 日

神戸市過疎地有償運送運営協議会決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、神戸市過疎地有償運送運営協議会規則第 9 条の規定に基づき、神戸市過疎地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

（傍聴の手続）

第 3 条 協議会を傍聴しようとする者は、傍聴章（様式 1）の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

（傍聴章等の交付）

第 4 条 傍聴章は、協議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理票（様式 2）に氏名、住所、電話番号を記入することにより交付する。

（通用期日）

第 5 条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

（傍聴章の交付を受けて交通会議を傍聴する者の定員）

第 6 条 傍聴章の交付を受けて協議会を傍聴する者の定員は 20 人とする。

（傍聴章等の返還）

第 7 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

（傍聴人の守るべき事項）

第 9 条 傍聴人は、協議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協

議会等の会長の許可を得たときは、この限りではない。

(5) 全各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、協議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、協議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成20年9月8日から施行する。

附 則（平成25年11月15日決定）

この要領は、平成25年11月15日から施行する。

様式 1 (傍聴章)

神戸市過疎地有償運送 運営協議会		
傍	聴	章
No. 1		

様式 2 (傍聴整理票)

神戸市過疎地有償運送運営協議会 傍聴整理票

平成 年 月 日 ( )

傍聴章番号	
氏 名	
住 所	
電話番号	
傍聴章の返還	<input type="checkbox"/> 済

## 傍聴人の注意事項

1. 傍聴章は必ず左胸につけてください。
2. 傍聴人は、所定の会場に入って静かに待機してください。
3. 傍聴席では次のことを守ってください。守られない場合には退場していただくことがあります。
  - (1) 協議会での発言に対して、拍手などの方法で賛否を表明しないこと  
その他声を出して騒ぎたてないこと（静粛にすること）
  - (2) 飲食又は喫煙をしないこと
  - (3) 写真、映画等の撮影及び録音等をしないこと
  - (4) その他協議会の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと
4. 傍聴を終え、お帰りの際は、必ず傍聴章をお返してください。
5. その他すべて係員の指示に従ってください。